

【重要】弘前市からのお知らせ

市では、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、下記のとおり、社会体育施設の利用を原則休止といたします。

記

期 間 令和4年1月20日（木）から
令和4年2月28日（月）まで

使用料 利用休止による施設使用料は納付する必要がありません。
既に納付いただいている場合は還付します。

その他 上記期間中の新規利用予約受付は行いません。

大変ご不便をおかけしますが、ご協力くださるようお願いいたします。

令和4年1月20日

弘前市健康子ども部スポーツ振興課（TEL：0172-40-7115）

当協会の管理体育施設は利用休止に伴い、

1/20(木)～2/28(月)まで

※青森県武道館は1/24～

17 時閉館となります。

ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解のほど
よろしくお願いいたします。

公益財団法人弘前市スポーツ協会